

「羽曳野市再生資源物の屋外保管に関する条例」の概要

○目的（条例第1条）

- ・屋外における再生資源物の適正な保管を図るため、火災の発生、延焼、崩落、飛散その他の事故並びに屋外保管に伴う騒音及び振動の発生を防止し、又は軽減するために必要な措置について定め、もって市民生活の安全の確保及び良好な生活環境の保全に寄与することを目的とする。

★「火災の発生・延焼」

→本市においてはこれまで発生していないが、他自治体では多数の発生事例があることから火災が発生する蓋然性は高いため、目的に定めています。

★「崩落・飛散その他の事故並びに騒音・振動」

→本市においてもこれまで苦情相談があり、他自治体でも多数の発生事例があるため、目的に定めています。

○定義（条例第2条）

- ・屋外とは、建物（土地に定着する工作物のうち、屋根、柱、壁及び床を有するもの）の外をいう。
- ・屋外保管とは、屋外において、規則で定める機械を使用して再生資源物を積み上げ、保管することを業として行うことをいう。
- ・規則第2条に積み上げに使用する機械を定義した。（バックホウ、フォークリフト、クレーン等）

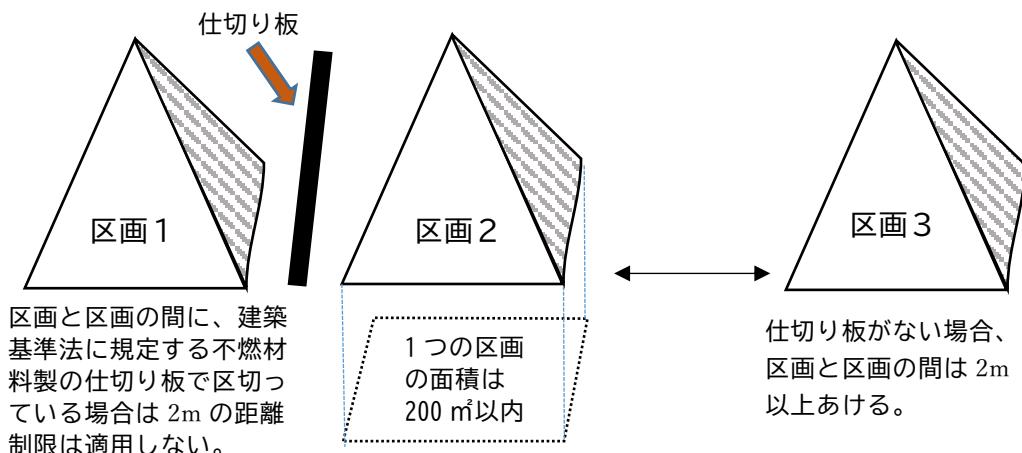
○屋外保管の届出（条例第5条）

- ・屋外保管をしようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ、市長に届出が必要とする。（既存の事業者についても、届出が必要となります。）
- ・規則第3条に届出事項を定める。

○屋外保管及び屋外保管事業場の構造等に関する基準（条例第6条）

- ・屋外保管に伴う、火災の発生・延焼、崩落、飛散その他の事故、騒音・振動の発生の防止基準について規則に定める。
- ・規則第6条に、火災発生時の延焼防止措置として、
★再生資源物に油類や電池等が含まれている場合はそれらを可能な限り分離し、適正に処分すること。
★再生資源物の保管に供する部分の1つの区画の面積は200m²以下とすること。
★区画と区画の間に2メートル以上の間隔を保つこと。ただし、建築基準法に規定する不燃材料（コンクリートや鉄鋼等）の仕切り板で区画している場合はこの限りでない。等を規定しています。
- ・規則第7条の騒音又は振動の基準は、「大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則」における基準を適用した。
- ・規則第8条に、崩落等の事故防止措置として、再生資源物の積み上げの高さについての基準を定めた。（国の「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」で定める基準と同様）

参考図表1 【再生資源物積み上げ区画の面積及び区画間の距離（規則第6条）】



参考図表2 【騒音及び振動に関する基準（規則第7条）】

騒音に関する基準表（区域区分と時間帯の組み合わせ。数値は上限値。）

縦：区域区分 横：時間帯	朝 (6~8時)	昼間 (8~16時)	夕 (16~21時)	夜間 (21~翌6時)
第1種区域 (第1種・第2種低層住居専用地域)	45 デシベル	50 デシベル	45 デシベル	40 デシベル
第2種区域 (第1種・第2種中高層住居専用地域、第1種・第2種住居地域、準住居地域)	50 デシベル	55 デシベル	50 デシベル	45 デシベル
第3種区域 (近隣商業地域、準工業地域)	60 デシベル	65 デシベル	60 デシベル	55 デシベル

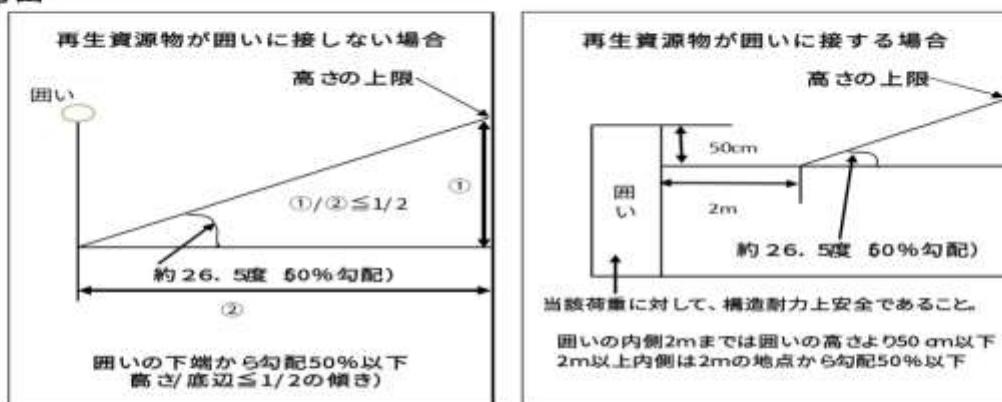
振動に関する基準表（区域区分と時間帯の組み合わせ。数値は上限値。）

区域区分	昼間 (6~21時)	夜間 (21~翌6時)
第1種区域 (第1種・第2種低層住居専用地域、第1種・第2種中高層住居専用地域、第1種・第2種住居地域、準住居地域)	60 デシベル	55 デシベル
第2種区域 (近隣商業地域、準工業地域)	65 デシベル	60 デシベル

参考図表3 【積み上げの高さ（規則第8条）】

(再生資源物を囲いに接して積み上げているか否かによって異なります。)

参考図



○資料提出・立入等の要求（条例第8条）

- 市は、条例の施行に関し、事業者に対し立入等の協力や資料の提出や説明等、必要な協力を求めることができる。

○指導及び助言（条例第9条）

- 市は、事業者に対し、市民生活の安全及び良好な生活環境の保全に必要な指導及び助言を行うことができる。